株主各位

大阪府八尾市山賀町六丁目82番地2 株式会社STG 代表取締役社長佐藤輝明

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、2025年2月13日開催の当社取締役会において、2025年4月1日付をもって当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を 2025 年 3 月 31 日 (月曜日) と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、会社法第 184 条第 2 項の規定に基づき、2025 年 4 月 1 日 (火曜日) 付をもって、当社定款第 5 条を変更し、3,047,200 株増加して 6,094,400 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

- 1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2025 年4月下旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
- 2. 2025 年4月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
- 3. (1)住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
 - (2)特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関三菱UF J信託銀行株式会社連絡先〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号三菱UF J信託銀行株式会社 大阪証券代行部電話 0120-094-777 (通話料無料)